知的財産権の種類と権利期間

法政大学職務発明等に関する規程に定める発明の権利(知的財産権)は次の通りです。

特許権	(特許法)	発明を保護	出願から20年 (但し医薬品・農薬は 出願から25年)
実用新案権	(実用新案法)	物品の形状等の 考案を保護	出願から10年
意 匠 権	(意匠法)	物品のデザインを 保護	登録から20年
回路配置利用権	(半導体集積回路配 置の関する法律)	半導体集積回路 の回路配置の利 用を保護	登録から10年
育成者権	(種苗法)	植物の新品種を 保護	登録から25年 (但し樹木は30年)
プログラム著作物 に係る著作権	(著作権法)	プログラム著作物 を保護	法人は公表後50年
データベース著作 物に係る著作権	(著作権法)	データベース著作物を保護	法人は公表後50年